

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

労働安全衛生法において、事業場ごとに産業医を選任するよう義務が課されているが、産業医の事業場における役職については規定がなく、現在、法人の代表者等が産業医を兼任している事例もある。

こうした法人の代表者等が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合も想定されることから、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがある。

これらを踏まえて、労働者の適切な健康管理のため、法人の代表者等が、当該事業場の産業医を兼任することを禁止するよう改正するもの。

2. 改正の内容

事業者は、産業医を選任するにあたって、法人の代表者若しくは事業を営む個人（事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）又は事業場においてその事業の実施を統括管理する者を選任してはならないこととする。

3. 施行期日

平成29年4月1日 予定